

## 方向性 1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

- 推進項目 1 学校及びその周辺における安全の確保
- 推進項目 2 少年の非行・被害防止
- 推進項目 3 児童虐待に対する適切な対応

## 方向性 1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

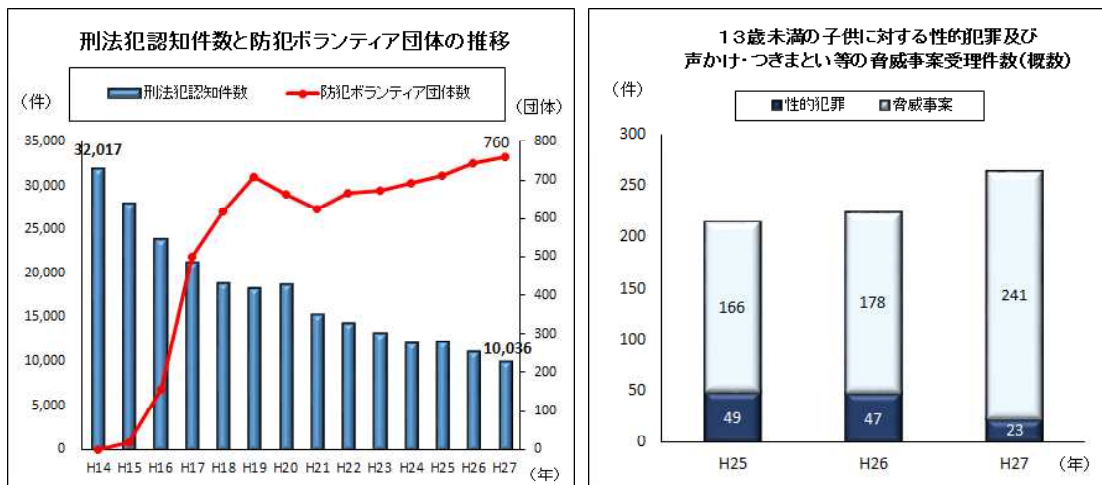
### 推進項目 1 学校及びその周辺における安全の確保

#### 1 現状と課題

全国的に見ると、学校や通学路において、子供が犯罪に巻き込まれるなど安全・安心が脅かされる事態は絶えません。平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件を教訓に、児童生徒に対する安全教育や、不審者等を侵入させないための対策を、設備も含めて検討していくことが必要です。学校保健安全法に基づき、警察署等の地域社会における関係機関等と連携しつつ学校の安全を確保するため様々な取組が推進されてきましたが、平成20年の法改正により学校においては、「学校安全計画」の作成・実施、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の作成及び職員に対する周知、訓練の実施が義務付けられ、さらに、学校が保護者や警察等と連携を図るとともに、学校環境の安全確保のために必要な措置を講じることとされました。

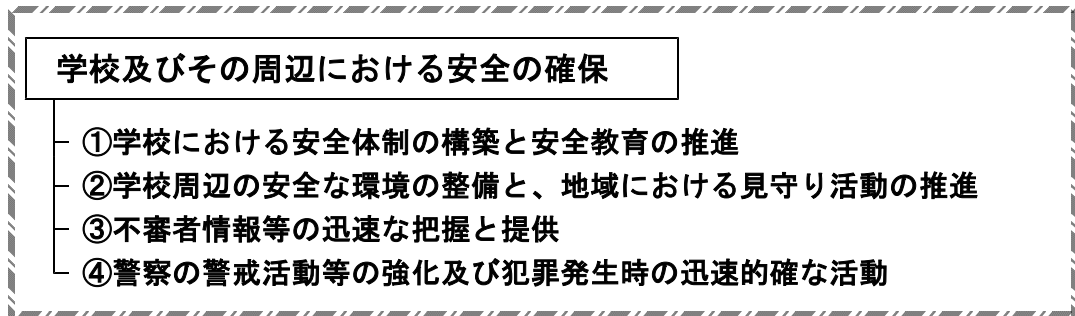
県内の情勢を見ますと、平成16年に奈良市内で、下校途中の小学1年生の女兒が誘拐の上、殺害される痛ましい事件が発生しました。この事件を契機に、警察を始め、学校、行政、家庭、地域で子供の安全を守る取組が一層強化され、防犯ボランティア団体数が増加するなど、自主防犯の意識が高まりました。

その後、平成27年には香芝市内の店舗に家族で買い物に来ていた小学6年生の女兒が連れ去られる事件が発生しました。白昼の死角を突いた犯行は県民を震撼させましたが、幸い、女兒の悲鳴を聞いた方の情報や、近くの防犯カメラの映像等が決め手となり、早期に犯人を逮捕し、無事に女兒を保護することができました。しかし、子供の安全・安心を確保するためには、学校や通学路といった「場」に限ることなく、広く対策を講じる必要があります。改めて子供を犯罪から守る難しさが浮き彫りとなりました。



子供を犯罪から守るための取組については、市町村教育委員会、学校、警察のみならず、地域社会が危機意識を共有し「子供の安全は地域で守る」という認識の下、持続可能な子供の安全対策を形成することが重要です。また、防犯に加え、交通事故防止対策も一体的に行うことが効果的であるほか、地域安全マップの作成等を通じて、大人の目が行き届かない場合に備えて、子供が自ら危険を予測し、回避できる能力を身に付けさせる教育を進める必要があります。更には、防犯機器類の活用も有効な手段であり、県内の市町村では、防犯ブザーの配布や通学路や駅周辺への街頭防犯カメラ設置の動きが広がっています。

## 2 課題を踏まえた基本方針



## 3 施策の展開

### (1) 学校における安全体制の構築と安全教育の推進

#### ア 学校の安全管理の取組状況に関する実態把握等

学校の安全管理の取組については、学校や地域の状況等を踏まえ「学校安全計画」及び「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の作成や、防犯教室及び訓練等の実施、防犯ブザーの配布、防犯カメラ等の整備、さすまた等の安全を守るための器具の配備等が進められているところですが、より一層の推進を図るため、これらの状況等について「学校安全についてのアンケート調査」を継続実施し、実態把握と改善に向けた指導を行います。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

#### イ 学校での危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の整備

学校で作成した「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）の適時の見直しを求めています。同マニュアルにおいては、日頃から地域と連携し、子供の安全を守る体制づくりに努める項目として、①「子ども110番の家」の所在地や表示、役割等を確認させる、②地域安全マップ作成等の取組を通して、地域での安全確保の重要性を認識させる、③犯罪被害に遭わないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合やおそれがある場合の行動の仕方について指導する、などの留意点が示されており、その活用と適時の見直しについて周知徹底を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

#### ウ 学校が行う自主的な安全対策の促進

学校内への不審者等の侵入による子供への危害防止を図るため、「危険等発生時対処要領」（危機管理マニュアル）に基づき、学校管理者等による定期的な施設・設備の点検と整備を促進します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課】

#### エ 実践型の被害防止教育の推進

子供を対象とした犯罪等については、行為者が甘言や詐言を用いるなど、極めて悪質な手口により敢行されていることから、子供の学年や理解度に応じて、危険を予測し回避する能力を身に付けさせるための参加・体験型の実践的な被害防止教育を進めます。子供の被害防止指導キーワード「いかのおすし一人前」を効果的に広

報啓発するなどして、危険に直面した時に、その場から逃げたり、誘いを拒否できる能力を育てます。

また、教育現場において、防犯ブザー等の防犯機器の活用方法や、通学路周辺や普段の遊び場等の行動範囲を自ら歩いて調査し、地図に書き込むことで危険予測能力、危機回避能力を身に付けさせ、犯罪等の危険から自分の身を守る能力を高めることができる「地域安全マップ」の作成を促進します。



地域安全マップ

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、  
警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

## コラム

### 《被害防止指導キーワード「いかのおすしー人前」》

県警察では、子供が連れ去り等の被害に遭わないためのキーワードとして「いかのおすしー人前」を紹介しています。

いか・・・行かない（知らない人について行かない）  
の・・・乗らない（知らない人の車に乗らない）  
お・・・大声を出す（こわいときは、「助けて！」と大きな声を出す）  
す・・・すぐにげる（その場からすぐにげる）  
し・・・知らせる（近くの大人に知らせる）  
一人・・・一人で遊ばない  
前・・・出かける前におうちの人に「誰と」、「どこへ行くのか」を言う



『キッズポリス』による  
いかのおすしー人前の披露

また、奈良県少年補導員協会連合会では、公益財団法人奈良県防犯協会の助成を受けて「非行・被害防止啓発用下敷き」を作成し、県内の小学校（国・公・私219校）に入学予定の児童に配布して、被害防止意識の高揚等を図っています。



非行・被害防止啓発用下敷き

### オ 防犯教育のための教員の対応能力向上

学校における防犯指導及び防犯教室・訓練等において、学校における重大な被害を防止するためのより具体的・実践的な活動が行われるよう、教職員の対応能力の向上を図ります。



「さすまた」等を使った不審者対応訓練

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、  
警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課】

## (2) 学校周辺の安全な環境の整備と、地域における見守り活動の推進

### ア 「子ども110番の家」に対する支援

市町村教育委員会と連携し、市町村の生活安全推進協議会・教育委員会・PTAや事務所等が活動の主体となっている「子ども110番の家」の実態把握を進めるとともに、安全教育を進めるため、教職員に対する研修等を実施します。

また、活動主体は、「子ども110番の家」の受託者に対して、児童生徒が駆け込んできたときの対応が適切に行えるように定期的なパンフレットの配布や連絡会議の開催等を行っているところ、この活動を支援し「子ども110番の家対応マニュアル」や不審者情報等の提供を推進します。

さらに、被害防止教室や教職員対象の研修における防犯指導を行い、児童生徒が「子ども110番の家」を適切に利用できるように支援します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

### イ 地域における見守り活動の推進

防犯ボランティア団体の中には、防犯活動のみならず、通学路における子供の見守り活動にも取り組む団体が多く存在します。県、県警察を始め市町村、教育委員会、学校等がこうしたボランティア団体と連携し、地域における見守り活動を充実させるほか、日常の見守り活動について、ボランティア団体とPTAがより連携を図れるよう支援します。



通学路での見守り活動

また、通学路、不審者事案の発生場所やこれら事案が発生する危険性のある場所について、市町村、道路管理者、自治会、PTA等と連携し、随時、合同の防犯点検を実施します。

【担当課：教育委員会保健体育課、教育振興課、警察本部生活安全企画課】

## コラム

### 《奈良市教育委員会による「子ども安全の日の集い」》

平成16年11月17日に奈良市で発生した小学女児誘拐殺害事件を教訓に、奈良市では、子供に危機回避能力を身に付けさせ、地域住民等にも防犯意識を高めてもらうことを目的に、事件発生翌年から毎年11月に「奈良市子ども安全の日の集い」を開催しています。



第12回目となる平成28年には、小中高生や保護者、地域住民、警察署や学校関係者等約310人が参加し、市内の小中高6校の児童生徒11人により、各校区内の危険箇所の確認やスマートフォンのトラブルから身を守るルール作りなど、地域の安全に関する取組発表が行われました。

### ウ 犯罪の起きにくい環境づくりの推進

学校周辺の安全・安心のため、通学路における防犯灯の設置や見通しの良い公園の整備を進めます。さらに、防犯カメラは、犯罪の未然防止と発生した場合の速やかな検挙に有効であることから、学校周辺を重点として、市町村や自治会、事業者等が主体となった設置を働き掛けるとともに、適切な管理・運用のためのアドバイスを行います。

また、警察施設（警察署・分庁舎、交番、駐在所）の多くが、駅前・主要幹線道路等の交通要所等に所在しており、防犯カメラを設置することで周辺地域の安全対策に大きな効果を発揮することが期待できることから、警察施設への防犯カメラ設置を進めます。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、教育委員会保健体育課、警察本部生活安全企画課】

### (3) 不審者情報等の迅速な把握と提供

#### ア 学校と警察との連絡会議の場の活用

健全育成に関する指導及び生徒指導上の諸問題について、学校と警察とが連絡会議を行い、生徒指導の充実等に役立っています。また、奈良県警察スクールサポーター制度を活用して、児童等の安全等に関するあらゆる情報を積極的に交換し、協働して取り組むべき具体的な事案の対応について協議します。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室、警察本部少年課】

#### イ 不審者情報等の共有と提供

子供を対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報については、警察、学校、教育委員会等の関係機関が、正確な情報の共有を図るとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を、ウェブサイトへの掲載やメール配信を始め、テレビやラジオ放送等、各種広報媒体を活用してタイムリー



県警察によるFMラジオを活用した情報発信

に提供します。また、これらの不審者情報が潜在化することのないよう、地域住民、保護者、児童等に啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めます。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室、教育振興課、警察本部人身安全対策課】

## コラム

### 《ナポくんメール》

県警察では、情報配信システムを活用した「ナポくんメール」により犯罪発生情報や不審者情報等を発信して注意を呼びかけています。

まだ登録されていない方はこの機会に登録していただき、既に登録されている方は家族や友人等に紹介し登録を勧めていただきますようお願いいたします。



### (4) 警察の警戒活動等の強化及び犯罪発生時の迅速的確な活動

#### ア 警察による学校周辺や通学路等におけるパトロール活動の強化

通学路や公園等の子供が犯罪被害に遭いやすい場所及び登下校時間帯等、地域における犯罪の発生実態や不審者情報を踏まえて、警察による警戒活動を行います。

【担当課：警察本部地域課】

## コラム

### 《メロディーパトロール》

県警察では、「見える。聞こえる。」活動により、県民の皆さまに安全・安心をお届けする取組として、平成25年2月から、パトカーや白バイによるメロディーパトロール活動を実施しています。パトカー等で県内をパトロールする際に「いかのおすし一人前」のメロディーを流しながら、県民の身近で起こっている犯罪の特徴や防犯対策をお伝えするものです。



### イ 「先制・予防的活動」の推進

子供に対する「声かけ」、「つきまとい」等の事案については、行為が次第にエスカレートし、重大事件に発展する危険性を有していることから、発生状況を分析した上で、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講じるなどの先制・予防的活動を行い、犯罪の未然・拡大防止を図ります。

【担当課：警察本部人身安全対策課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
チーム『キッズポリス』による広報啓発活動 【3(1)エ】	県警察では、独自の被害防止指導キーワード「いかのおすし一人前」の広報啓発に取り組んでいるところ、更なる周知を図ることを目的として、幼児・児童によるチーム『キッズポリス』を結成するにあたり、オーディションを開催します。	警察本部少年課
防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業 【3(1)エ】	危険に際しての適切な判断力と行動力を養い、安全に危険を回避できる技能や態度の取得を目指します。	教育委員会保健体育課
学校安全教室推進事業 【3(1)オ】	各学校における学校安全教室等の開催を通じて実践的な安全教育・安全管理を推進できるよう、研修会等の実施を通じて教職員の資質と指導力の向上を図ります。	教育委員会保健体育課
奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付事業 【3(2)ウ】	市町村が防犯カメラの設置に関する事業を行う場合、当該事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する「奈良県地域防犯重点地区支援事業補助金交付事業」を行っています。	安全・安心まちづくり推進課
防犯カメラ設置事業 【3(2)ウ】	犯罪の起きにくい社会づくりのため、駅前や主要幹線道路等の交通要所や住宅・学校周辺等に所在し、地域の安全・安心の拠点である交番・駐在所等に防犯カメラの設置を推進しています。	警察本部生活安全企画課
奈良県警察スクールサポーター制度 【3(3)ア】	警察官OBからなる嘱託職員のスクールサポーターを警察署に配置し、警察と学校との架け橋として管轄区域内の学校への訪問活動や、要請があった学校への	警察本部少年課

	派遣等を通じて、いじめや非行事案等校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。	
ナボくんメール配信事業 【3(3)イ】	県警察で認知した不審者情報等をメールにより配信します。	警察本部生活安全企画課、人身安全対策課
ならどっとFMを活用した情報発信 【3(3)イ】	子供や女性を対象とした性的犯罪・脅威事案防止のための情報を発信します。	警察本部人身安全対策課

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども110番の家」受託者の活動への支援、児童生徒に対する設置場所や利用方法の周知をお願いします。</li> <li>見守り活動を行うボランティア団体の活動実態の把握と活動の支援をお願いします。</li> <li>市町村教育委員会は、警察、学校等の関係機関と連携して、子供を対象とした犯罪の被害や犯罪の前兆と思われる不審者情報について、共有を図ってください。</li> <li>犯罪の起きにくい環境づくりのため、街頭防犯カメラの設置及び自治会等による設置の支援をお願いします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪等の被害に遭った、又は遭いそうになった子供の緊急避難場所としてご協力をお願いします。</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>「声かけ」、「つきまとい」等の安全・安心を脅かすような事態があった場合には、警察、学校、市町村へ通報してください。</li> <li>ナボくんメールへの登録をお願いします。</li> <li>「子供の安全は地域で守る」という認識の下、見守り活動を行うボランティアの活動への参加と理解をお願いします。</li> </ul>

## 6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
危険等発生時対処要領（不審者対応）作成率	小学校 94.6% 中学校 85.6% 高等学校 87.8% (H27年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	教育委員会保健体育課
定期（学期毎に1回以上）の安全点検実施率	小学校 85.6% 中学校 47.1% 高等学校 56.1% (H27年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	教育委員会保健体育課
児童生徒対象の防犯訓練（防犯教室含む）実施率	小学校 70.8% 中学校 40.4% 高等学校 48.8%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	教育委員会保健体育課 警察本部生活安全企



	(H27年度)	(H33年度)	画課、人身安全対策課、少年課
地域安全マップ見直し作成率	小学校 62.8% 中学校 48.2% (H27年度)	小学校 80% 中学校 60% (H33年度)	教育委員会保健体育課
チーム『キッズポリス』登録者数	110人 (H28年度)	150人 (H33年度)	警察本部少年課
教職員対象の防犯訓練実施率	小学校 59.9% 中学校 28.8% 高等学校 22.0% (H27年度)	小学校 80% 中学校 50% 高等学校 50% (H33年度)	教育委員会保健体育課 警察本部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課
組織的な登下校指導の実施率	小学校 96.5% 中学校 92.3% 高等学校 95.1% (H27年度)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	教育委員会保健体育課
警察施設（交番、駐在所、警察署・分庁舎）への防犯カメラ設置数	20施設 (H28年度)	94施設 (H33年度)	警察本部生活安全企画課
防犯カメラ補助金事業を予算化した市町村数	7市町村 (H28年度)	19市町村 (H33年度)	安全・安心まちづくり推進課、警察本部生活安全企画課
ナポくんメール配信先件数	10,899件 (H27年12月末)	30,000件 (H33年12月末)	警察本部生活安全企画課、人身安全対策課
「警察活動等に関する県民の意識調査」における「メロディーパトロール」の認知度（見たり聞いたりしたことがあると答えた方の割合）	43.7% (H28年度)	55.0% (H33年度)	警察本部地域課
13歳未満の子供に対する声かけ・つきまとい等の前兆事案を受理し、かつ予防し得たにも関わらず、重大事件（殺人、略取・誘拐）に発展する事件	0件 (H27年)	0件 (H33年末まで)	警察本部人身安全対策課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県教育振興大綱
- ・ 「学校安全」指導の手引き

## 方向性 1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

### 推進項目 2 少年の非行・被害防止

#### 1 現状と課題

平成27年中、本県で検挙・補導された非行少年は600人で、前年と比べ236人減少しました。しかしながら、依然として非行の低年齢化が懸念されるほか、刑法犯少年の再犯者率が平成25年

以降3年連続して30%以上の高止まり状態で推移しています。「非行少年を生まない社会づくり」を進めるため、小学校という早い段階から規範意識の醸成に努めるとともに、非行少年に対して、積極的に立ち直りに向けた支援を行っているところです。

いじめ問題に関しては、平成27年1月に児童生徒5千人を対象に実施した県独自の調査結果で、いじめられた経験のある者のうち、「誰にも相談しなかった」との回答が約半数を占めました。正確に漏れなく認知して、早期に対応することが必要であり、細やかな認知の促進を図ったところ、平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(全国調査)では、県内におけるいじめの認知件数は4,242件(前年度1,377件)で、児童生徒千人当たりでは27.3件(全国平均16.4件)となりました。引き続き、学校、保護者や警察等の関係機関が連携し、いじめの早期発見、早期対応や継続した見守りに努めることが重要です。

今日の社会は、情報化・国際化・消費社会化等が進行し、少年を取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしています。とりわけ、スマートフォンを始めとする新たな通信機器・サービスが急速に普及することにより、インターネットは、生活をする上で必要不可欠なものとなりつつあります。しかしながら、違法なサイトのほか、少年にとって有害なサイトやサービスが氾濫し、さらにSNS等の交流サイトの不適切な利用をきっかけとして、思わぬ犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることもあります。具体的には、身近な友人やネット上で交流のある人との間で、言葉や写真のやりとりの中での行き違いに端を発したトラブル等が多発しているほか、SNSを通じて知り合った相手から言葉巧みに誘導されて、自分の裸の画像を自ら撮影してメールで送信させられる被害や児童買春といった犯罪被害等が発生しています。加えて、危険ドラッグについては、県内の店舗が全て閉鎖となった一方で、インターネットを利用して違法薬物に接触する危険性が増大しています。携帯電話等を所有する子供は年々増えていますが、「子供を信用している」などの理由からフィルタリングを利用しないケースも認められます。フィルタリングの導入を徹底するとともに、使い方次第で犯罪等に巻き込まれる危険性を保護者が認識し、子供とルールを決め、こまめに利用状況を確認する必要があります。

少年を巡る情勢は、少年の活動領域がインターネット上にも広がるなど、時代の流れに大きな影響を受けることから、これらに対応するには多くの困難を伴います。しかし、保護者を含む関係者があきらめること無く、最新の情勢に対応しつつ少年の健全育成に尽力することが今後ますます必要となります。そして、最終的には「大人から見守られている」ことを少年に意識させていくことが大切です。

少年非行の概況

		H23	H24	H25	H26	H27
犯罪少年	刑法犯少年	859	789	713	583	365
	特別法犯少年	34	60	53	53	44
	小計	893	849	766	636	409
触法少年		380	214	279	194	180
ぐ犯少年		18	21	4	6	11
総数		1,291	1,084	1,049	836	600

#### 凡例

本項目において使用した呼称については、次の年齢区分によります。なお、性別は問いません。

○少年 20歳に満たない者      ○児童 18歳に満たない者  
○児童生徒 小学生、中学生及び高校生      ○未成年者 20歳に満たない者      ○青少年 18歳に満たない者

## 2 課題を踏まえた基本方針

### 少年の非行・被害防止

- ①インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ②有害環境への適切な対応
- ③薬物乱用対策の推進
- ④不良行為及び初発型非行の防止
- ⑤再非行の防止
- ⑥いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ⑦青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

## 3 施策の展開

### (1) インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進

#### ア 情報モラル教育の推進

青少年がインターネット利用に係る非行に陥ったり、犯罪の被害に遭うことがないように、発達段階に応じたフィルタリング等の利用普及、インターネット利用に関する親子間のルール作り等、情報モラル教育の推進に努めます。

インターネットの利用に起因する個人情報の流出等のトラブルの実態、他人のID・パスワードを不正に利用した不正アクセス、出会い系サイトへの禁止誘引行為の書き込み等の違法行為の実態、児童買春や児童ポルノ、ストーカーやいわゆる「リベンジポルノ」等の犯罪被害の実態等について積極的な広報啓発を行います。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会学校教育課、生徒指導支援室、教育振興課、警察本部少年課】

#### イ 事業者への働き掛け

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」といいます。）により、携帯電話事業者等には、青少年が使用する携帯電話について携帯電話回線に係るフィルタリングの提供等が義務付けられていることから、奈良県青少年の健全育成に関する条例（以下「県青少年健全育成条例」といいます。）に基づき、携帯電話事業者等に対する立入調査を実施して、その遵守状況を確認します。

一方、スマートフォンを安全に利用するためには、青少年インターネット環境整備法では義務付けられていない無線LAN回線のフィルタリングや不適切なアプリを自動的に制限するフィルタリングの設定等を行う必要があります。しかしながら、保護者が執るべき措置が複雑になっており、適切な



スマホ・ケータイ安全安心店講習会の開催

管理が行われていないことも懸念されることから、携帯電話事業者等に対して、販売や契約の場において、これらのフィルタリングを設定しない場合の危険性や、利用するサイトやアプリを保護者が設定できるカスタマイズサービスについて、適切な説明が行われるよう要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会生徒指導支援室、警察本部少年課】

#### ウ インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪等の対策の推進

サイバーパトロールを強化し、出会い系サイトやコミュニティサイトを利用した児童買春・児童ポルノ事犯及び悪質と認められる性的搾取事犯等の福祉犯被害に遭う少年の早期発見に努め、早期保護等を図るとともに、必要に応じサイバー補導による措置を行います。

【担当課：警察本部少年課】

### コラム

#### 《サイバー補導》

児童が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導するサイバー補導を実施し援助交際を防止することにより、インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図ることを目的として、サイバー補導を実施しています。

## (2) 有害環境への適切な対応

### ア 有害図書、有害玩具等の有害環境の浄化

青少年の健全な育成を阻害する有害環境を浄化するため、性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがある有害玩具類、過激な性表現や残虐・粗暴な表現のあるビデオ、DVD、雑誌等の有害図書類等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、年齢確認や区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、青少年へ販売・貸付け等をしないことなどを指導するため、県青少年健全育成条例に基づき、県、教育委員会、市町村、警察が連携した合同立入調査、巡回啓発活動を実施します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会生徒指導支援室、警察本部少年課】

### イ 深夜徘徊を抑制するための取り組みの推進

ゲームセンターやボウリング場等の事業者が深夜にその営業を営むときは、県青少年健全育成条例に基づき、午後11時以降、青少年を店舗に立ち入らせない措置を講じるように指導します。また、コンビニエンスストア等、深夜営業を行う店舗の事業者に対しても、深夜徘徊を行う青少年に店舗を利用させないような措置を講じるように要請します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、警察本部少年課】

### ウ 未成年者の飲酒・喫煙の防止

酒類・たばこの販売窓口における年齢確認の徹底を図り、酒類・たばこの未成年者に対する販売の防止に向けた取組を推進します。

街頭補導活動のほか、非行防止教室、街頭における啓発活動等の機会を通じて、未成年者の飲酒・喫煙の防止に関する広報啓発活動を推進します。

【担当課：青少年・社会活動推進課、教育委員会生徒指導支援室、教育委員会保健体育課、教育振興課、警察本部少年課】

### (3) 薬物乱用対策の推進

#### ア 薬物乱用防止に関する指導

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用に手を出さない規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）により、教育委員会、



薬物乱用防止広報車

学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。

また、家庭や地域社会、関係機関が一体となり、街頭キャンペーンやイベントの開催、薬物乱用防止広報車の有効的な活用等、あらゆる機会を捉え薬物乱用の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図ります。

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、  
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

#### イ 危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及

危険ドラッグは、県内の店舗が全て閉鎖となった一方で、店舗販売からインターネットを利用した販売へ移行している状況がうかがわれ、スマートフォンの急速な普及等を背景に、若年層を中心とした乱用の広がりが懸念されます。覚醒剤、大麻等の乱用防止対策と併せて、青少年、保護者及び地域の自主防犯団体等に対して、危険ドラッグの有害性や危険性に関する正しい知識の普及を積極的に推進します。



危険ドラッグ

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、  
警察本部少年課、組織犯罪対策課】

#### ウ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用に繋がりにかぬない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、保健予防課】

#### (4) 不良行為及び初発型非行の防止

##### ア 少年警察ボランティア活動の活性化

県警察では、平成28年7月現在、少年警察ボランティアとして少年補導員593人、少年指導委員44人を委嘱し、少年の健全育成のための活動を推進しています。委嘱数の増加及び人材や活動内容の多様化を図り、地域社会において行われる少年の健全育成のための活動を活性化させるとともに、ボランティア活動をより積極的・効果的なものとするため、必要な情報の発信、助言等の支援を行います。



少年健全育成奈良県カンファレンス

【担当課：警察本部少年課】

### コラム

#### 《大学生ボランティア「少年フォローズ奈POL I」》

県警察の大学生ボランティアは平成16年6月に団体が発足し、平成24年度に「少年を見守り、傾聴する奈良県警察」との意味を込めて大学生が「少年フォローズ奈POL I」と命名しました。少年と年齢が近く、少年の心情や文化等を理解しやすい大学生の特性を生かして、警察職員とともに、少年の立ち直り支援や健全育成を支援するさまざまな活動を行っています。



#### イ 街頭補導活動の強化による不良行為少年等の早期発見・早期措置

警察、青少年補導センター等の関係機関や、地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜徘徊などの不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行います。

【担当課：警察本部少年課】

不良行為少年の補導人員の推移

(人)

区分	年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数		4,484	3,822	3,709	3,351	3,336
喫煙		2,416	2,088	1,820	1,551	1,595
深夜徘徊		1,879	1,554	1,718	1,559	1,532
飲酒		90	93	89	96	65
粗暴な言動		12	32	44	65	50
風俗営業所等への立入り		15	4	6	9	35
その他		72	51	32	71	59

### コラム

#### 《少年サポート強化デー（毎月第3金曜日）における街頭補導活動等》

県警察では、毎月第3金曜日を「少年サポート強化デー」と定め、少年警察ボランティア等、地域の方々と協力して、少年がよく利用している駅前や公園等の街頭において補導活動等を行っています。



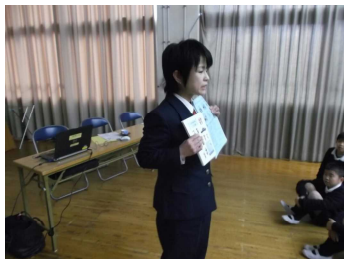
## ウ 非行防止教室による教育及び啓発

万引きや自転車盗を遊び半分でスリルを味わう目的で敢行する例が見られることから、これらが犯罪であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるため、教育委員会や学校と警察とが連携して、特に小学生以下の少年や保護者を対象とした非行防止教室を推進します。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室、教育振興課、警察本部少年課】

### コラム

#### 《非行・被害防止教室用ステッカーシートの作成・配布》



県警察では、「ヤング・いじめ110番」や「いかのおすしー人前」等13種類のシールが切り取れるA5版のステッカーシートを作成し、小学校からの要請を受けて開催する「非行・被害防止教室」の参加児童に配布して、被害防止意識の高揚や規範意識の醸成を図っています。

## (5) 再非行の防止

### ア 厳正かつ的確な少年事件対策

県警察では、警察本部に少年事件指導官を置いて、個々の少年の特性に応じた取調べを行うとともに、客観証拠の収集や裏付け捜査を徹底して厳格な非行事実の特定等に努めます。また、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査により真相究明を行うとともに、少年の再非行防止及び適切な被害者支援に努めます。

【担当課：警察本部少年課】

### イ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施します。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及び保護者に対して、警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進します。

なお、前述の大学生ボランティア「少年フォローズ奈POLI」は、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性を活かして体験活動に参加し、少年の立ち直り支援に取り組んでいます。



立ち直り支援活動（陶芸体験）

【担当課：警察本部少年課】

## (6) いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

### ア 窓口相談の周知及び学校における教育相談体制の整備

児童生徒が、自身や友人について、いじめ・暴力行為等の問題行動に関する不安や懸念があっても、躊躇することなく周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの受け止めに係る相談窓口の周知を図るとともに、学校におけるスクー

ルカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、奈良県警察スクールサポーター制度等の活用により支援を行います。

【担当課：教育振興課、教育委員会生徒指導支援室、警察本部少年課】

## コラム

### 《スクールサポーター制度》

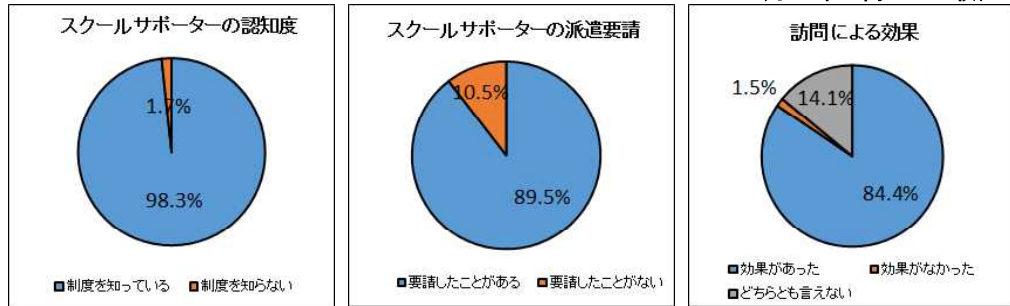
奈良県警察スクールサポーター制度は、平成22年4月から運用を開始し、現在、警察官OB15名を警察署に配置しています。

少年の非行防止に関しては、教育関係者だけでは対処困難な学校内における少年の問題行動に対して、教育者とは違った観点から、教育者へのアドバイスや少年の非行防止、問題行動生徒の立ち直り支援等を非行の入り口の早い段階で行うことにより、少年の健全育成を図っています。また、少年の保護対策に関しては、スクールサポーターが学校に赴いて安全点検を実施したり、学校関係者や警察ボランティアの方々との協働による児童生徒の安全確保に努めています。



辞令交付式

### 奈良県警察スクールサポーター制度に関するアンケート実施結果（H27年） （小・中・高292校）



## イ いじめ・暴力行為等の早期発見・早期対応

学校非公式サイト、プロフサイト、コミュニティサイト等における誹謗中傷の書き込み等のネット上のいじめも含め、いじめ・暴力行為等の問題行動の早期発見・早期対応に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な支援・指導を推進します。

学校、県、市町村、家庭、地域等が連携し、発生や再発を防止します。さらに、互いの人格や権利を尊重し合い、自らの義務や責任を果たし、平穏な社会関係を形成するための方策や考え方を身に付けるための法教育を推進します。

なお、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含みます。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応を執ります。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大な事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じます。

【担当課：教育振興課、教育委員会生徒指導支援室、警察本部少年課】

## ウ 関係機関相互の連携強化と情報共有

様々な大人が関わり、社会が一体となって子供を見守る体制を構築するため、学校、教育委員会、児童相談所、青少年補導センター、警察、家庭裁判所を始めとする関係機関・団体やボランティア等の相互連携を強化します。



特に、学校と警察とは、連絡会議の場や奈良県警察スクールサポーター制度を活用するほか、「学校と警察との連絡制度」を運用し、プライバシーに関わる情報の取扱いに注意を払いながら、少年の非行事案、いじめ、校内暴力事案等に関する情報の共有化と共通認識を図ります。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室、教育振興課、こども家庭課、警察本部少年課】

## (7) 青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

### ア 未然防止・拡大防止に向けた広報啓発の推進

青少年が児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者になることのないよう、青少年やその保護者を始めとする社会全体に対して、コミュニティサイト等インターネット利用に起因して性的被害を受けたり、有害業務に従事させられるなど、悪質な福祉犯被害に遭うケースが少なくない現状や諸規制等について積極的な広報啓発を行います。特に、近年増加傾向にある児童ポルノについては、「児童ポルノは絶対に許されない！」という社会的意識を高め、被害の未然防止・拡大防止を推進します。



犯罪の被害に遭った少年に対し、少年警察補導員を中心としてカウンセリングの継続的な支援を行うなど、保護・支援の充実を推進します。

【担当課：警察本部少年課、教育委員会生徒指導支援室、教育振興課】

### イ 福祉犯の取締り

福祉犯の中でも特にインターネットの利用に起因する被害が深刻な問題となっていることを踏まえ、サイバーパトロールの強化により、出会い系サイトやコミュニティサイトを利用した児童買春・児童ポルノ事犯、児童福祉法違反（淫行をさせる行為）及び売春防止法違反（周旋）等の児童の性的被害に係る福祉犯を重点とした積極的な取締りを推進し、被害少年の早期発見・保護に努めます。

加えて、児童ポルノ事犯については、児童ポルノ愛好者グループによる事犯の徹底した検挙を通じて被害少年の早期発見に努めるとともに、ファイル共有ソフト使用に係る事犯及びDVD販売サイト等利用事犯の取締りにについても強化し、児童ポルノ画像の流通・拡散防止に努めます。

【担当課：警察本部少年課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
ICT活用学びの推進プロジェクト 【3(1)ア】	教員のICT(情報通信技術)活用能力と情報モラルの向上を図ります。	教育委員会 学校教育課
薬物乱用防止対策事業 【3(3)ア】	薬物乱用による保健衛生上の危険や社会的な弊害について県民の認識を深め、薬物乱用防止について自己啓発の促進及び規範意識を向上させ、薬物乱用を拒絶する県民意識の育成を図ります。	薬務課
薬物乱用防止講習会	薬物乱用防止教室を推進する指導者及び教職員に学	教育委員会

【3(3)ア】	校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化を図ります。	保健体育課
危険ドラッグ啓発事業 【3(3)イ】	危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤同様人体に害を与える危険なものであることを県民に浸透させ、危険なものには手を出さないよう注意喚起します。	薬務課
少年補導員の委嘱 【3(4)ア】	少年補導員は、奈良県少年補導に関する条例に基づき警察本部長から委嘱され、各警察署管内において、少年補導をはじめ、少年の非行防止及び保護を通じて健全育成に資する活動を行います。	警察本部少年課
少年健全育成奈良県カンファレンス 【3(4)ア】	奈良県少年補導に関する条例に基づく少年補導員の講習を兼ねて、「少年の非行防止を始めとした少年健全育成」の必要性を広く県民に訴え、情報を発信するとともに、少年警察ボランティアが少年の健全育成に向けた地域社会の絆の重要性について理解を深める大会を行います。	警察本部少年課
「心の教育」推進事業（スクールカウンセラー活用事業） 【3(6)ア】	スクールカウンセラーを学校に配置することで、児童生徒の悩み、不安、ストレス等の解消を図り、問題行動の防止、いじめ、不登校等への対応の充実を図ります。	教育委員会生徒指導支援室
スクールカウンセラー等の配置促進事業 【3(6)ア】	いじめ防止等のためスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に対し財政支援を行います。	教育振興課
「悩みならメール」 【3(6)ア】	中・高校生を対象に、生徒が学校などで相談しにくい悩みについて、「メール相談窓口」を開設し、臨床心理士の資格を有する相談員が適切なアドバイスを送るなど、心の支援を行います。	教育委員会生徒指導支援室
電話教育相談事業（あすなろダイヤル） 【3(6)ア】	幼児児童生徒の悩みや不安を取り除き、学校（園）生活や社会生活に適応できるように救助するために、幼児児童生徒及び保護者、教職員に対して電話教育相談を実施します。	教育委員会生徒指導支援室
ヤング・いじめ110番 【3(6)ア】	警察本部少年課少年サポートセンターに少年相談電話を設置し、家庭、交友関係、学校、犯罪被害及びいじめ問題に関する少年や保護者の悩みごとについて、専門的知識を有する少年警察補導員が必要な指導・助言を行います。	警察本部少年課
いじめ対策支援事業（スクールソーシャルワーカー活動事業） 【3(6)ア】	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを派遣することにより、いじめ等の問題行動の解決への対応を図ります。	教育委員会生徒指導支援室
【再掲】奈良県警察スクールサポーター制度 【3(6)ア・ウ】	警察官OBからなる嘱託職員のスクールサポーターを警察署に配置し、警察と学校との架け橋として管轄区域内の学校への訪問活動や、要請があった学校への派遣等を通じて、いじめや非行事案等校内における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。	警察本部少年課
児童生徒理解による問題行動等対応事業 【3(6)イ】	児童生徒によるいじめや暴力行為等の未然防止の一手段として、アンガーマネジメントの手法を用いることで、学校現場における問題行動等の予防的支援を充実させます。	教育委員会生徒指導支援室

いじめ防止対策推進事業 【3(6)イ】	いじめ問題を克服するため、「いじめ防止対策基本法」に基づき、いじめ問題対策連絡協議会、奈良県いじめ問題再調査委員会等を設置・運営します。いじめと不登校問題等における実態調査事業を実施します。	教育振興課
児童生徒のいじめ相談員配置事業 【3(6)イ】	教員経験者、青少年団体指導者等の地域の人材をいじめ問題や不登校等の対応に苦慮している小学校に配置することで、児童の相談相手や行動観察を行い、いじめ問題や不登校等の未然防止や早期発見に取り組みます。	教育委員会 生徒指導支援室

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村教育委員会は、学校における非行防止教室、薬物乱用教室の積極的な開催をお願いします。</li> <li>市町村教育委員会は、学校現場におけるスクールサポーターの積極的な活用をお願いします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>携帯電話事業者等は、販売や契約の場において、青少年の保護者に対し青少年インターネット環境整備法では義務付けられていない無線LAN回線のフィルタリングや不適切なアプリのフィルタリング導入について、適切な説明をお願いします。</li> <li>少年のたまり場となりやすい店舗の営業者は、深夜帯の少年い集等を発見した場合、警察への通報をお願いします。</li> <li>インターネット接続事業者は、児童ポルノ画像の流通・拡散防止のための措置を行うようお願いします。</li> </ul>
県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の方は、携帯電話使用に関して親子間のルールづくりをお願いします。</li> <li>少年の健全育成に取り組むボランティアの活動にご理解、ご協力をいただき、参加していただくようお願いします。</li> <li>少年の福祉を害する犯罪を見聞きした場合は、警察に通報していただき、検挙へのご協力をお願いします。</li> </ul>

## 6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
インターネット利用に係る講習会（県政出前トーク）受講人数	2,114人 (H27年)	累計12,500人 (H29～H33年)	青少年・社会活動推進課
青少年健全育成条例に基づく立入調査件数	累計1,600件 (H24～H27年)	累計2,000件以上 (H29～H33年)	青少年・社会活動推進課 教育委員会生徒指導支援室 警察本部少年課
中学校・高等学校における	中学校 76.0%	中学校 100%	教育委員会保健体育

薬物乱用防止教室の実施率	高等学校 97.1% (H27年度)	高等学校 100% (H33年度)	課 葉務課 警察本部少年課
少年補導員の委嘱人数	593人 (H28年度)	700人 (H33年度)	警察本部少年課
少年警察ボランティア「少年フォローズ奈POLI」登録人数	102人 (H28年度)	120人 (H33年度)	警察本部少年課
いじめについて「解消しているもの」及び「一定の解消が図られたが継続支援中」の割合（国公立小・中・高・特別支援学校）	96.4% (内訳) 「解消しているもの」76.3% 「一定の解消が図られたが継続支援中」20.1% (H27年度)	H31年度の全国平均以上 (H31年度)	教育委員会生徒指導支援室
スクールサポーターの認知度	98.3% (H27年)	現状の水準を維持	警察本部少年課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県青少年育成施策実施計画
- ・ 奈良県いじめ防止基本方針
- ・ 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン
- ・ 奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第3次奈良県男女共同参画計画）
- ・ 奈良県教育振興大綱



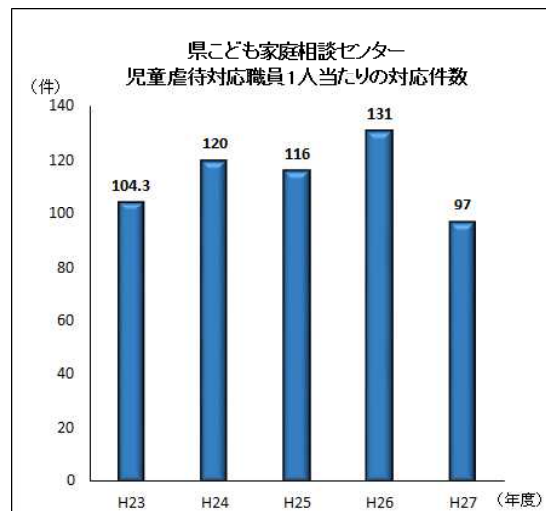
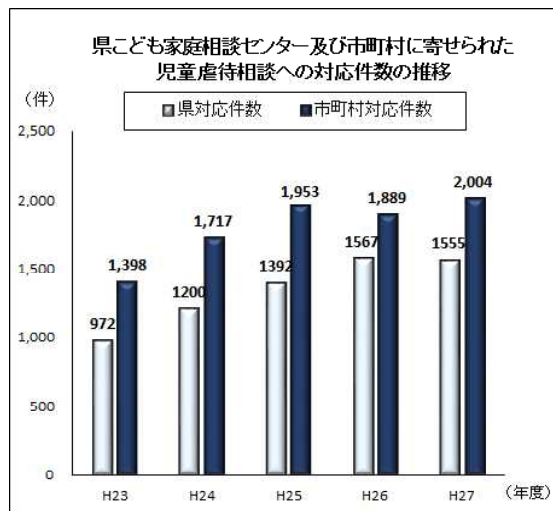
## 方向性 1 子供を守る

～子供が安全で安心して、健やかに学校、家庭、地域で育つ～

### 推進項目 3 児童虐待に対する適切な対応

#### 1 現状と課題

児童虐待は、子供の心身の成長発達や人格形成に影響を与え、その後の社会生活に至るまで長期的な影響を与える子供に対する重大な権利侵害です。平成12年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」といいます。）において児童虐待の定義と通告義務が定められて以後、子供の安全確認のための立入調査や臨検・捜索（裁判所の許可状を得て住居等に立ち入ることをいいます。）を始めとする児童相談所の権限強化が図られたほか、親権制度の見直し等の法整備が進められてきました。また、児童虐待の未然防止に係る啓発活動や市町村を中心とした地域の子育て支援体制の充実も図られています。平成28年6月に公布された児童福祉法の一部改正においては、市町村における支援拠点の整備や専門職員の配置義務のほか、児童相談所の更なる体制強化の一環として、児童福祉司の定数化や弁護士及びスーパーバイザーの配置が義務付けられるなど、児童虐待対応における専門性の強化も図られています。



本県においても、法改正に合わせ体制強化を進めていますが、児童虐待対応件数は年々増加しており、平成27年度に県に寄せられた児童虐待相談への対応件数は1,555件にのびました。また平成22年、平成24年、平成27年の虐待死亡事例に続き、平成28年4月には、2歳男児が父親から衣装ケースに閉じ込められ死亡する事件が発生し、児童相談所と市町村との情報共有や役割分担を通じた連携強化や対応の見直しが急務になっています。県が平成24年度から平成25年度の2年間に対応した児童虐待事例のうち、重症度が「中度以上」であった児童982人の児童虐待事例調査・分析を行った結果、乳幼児の児童虐待事例数や重症度の割合が高いほか、経済的困窮、夫婦間の不和や配偶者暴力といった家庭環境に問題を抱える家庭の割合が高く、乳幼児の虐待リスクや、地域における家庭の孤立及び経済格差が児童虐待の発生と重症化の一因となっていることが明らかになりました。

児童虐待の未然防止や重症化を防ぐためには、これらの虐待リスクを迅速に把握し、地域での家庭の孤立を防ぐ体制づくりとともに、妊娠期や親子関係と子供の発達に重要な乳幼児期からの切れ目のない支援と関係機関との連携を図る取組が必要です。

## 2 課題を踏まえた基本方針

### 児童虐待に対する適切な対応

- ①虐待の実態把握と要因分析
- ②子供と家庭を見守る県民の意識づくり
- ③虐待の予防と早期の対応
- ④虐待を受けた子供のケアと家庭への支援
- ⑤子供と家庭を支援する体制の整備

## 3 施策の展開

### (1) 虐待の実態把握と要因分析

虐待の発生を未然に防ぎ、また重症化を防ぐためには、発生の要因をしっかりと把握することが重要です。県では、死亡事例の検証に加え重症（生命に危機のある）事例が発生した場合は、有識者による検証部会において発生要因と関係機関の関わり方を検証することで、今後のより効果的な児童虐待防止対策の推進に努めます。

【担当課：こども家庭課】

### (2) 子供と家庭を見守る県民の意識づくり

#### ア 地域における見守り活動の強化

奈良県は専業主婦率・核家族率が全国でも高く、子育てが孤立しやすい環境にあります。このような子育て環境の中で、育児に対する不安や負担を軽減するため、地域子育て支援拠点における子育て支援の推進や、企業・店舗による子育て応援活動の拡充、民生委員・児童委員との連携を強化します。

児童虐待は、「家庭」という外から見えにくい場所で「しつけ」等と称して発生するほか、児童自らが助けを求めることが難しいという特性があるため、児童虐待への早期対応の観点から、児童虐待防止法及び児童福祉法では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、全ての国民に児童相談所等に通告する義務が定められています。また、平成16年の児童虐待防止法の改正により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に改められました。

虐待と思われる事実を知ったときは、児童相談所（全国共通ダイヤル189）や市町村の担当窓口、福祉事務所に通告していただくよう、広く県民に周知します。

【担当課：こども家庭課】

#### イ 啓発活動の推進

児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、市町村や関係機関と連携し、広報誌、マスメディア、ホームページ等を活用しながら、児童虐待の未然防止のための広報及び啓発を行います。

また、児童虐待を防ぐため、行政機関だけでなく全国の民間団体が「子ども虐待のない社会」



を目指す市民運動として、オレンジリボン運動に取り組んでおり、この活動を支援します。

【担当課：こども家庭課】

## コラム

### 《児童虐待防止推進月間》

児童虐待防止法の施行が平成12年11月20日であったことから、毎年11月を児童虐待防止推進月間と位置付け、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図り、児童虐待防止のための取組を推進していくための集中的な広報及び啓発活動を実施しています。



推進月間における啓発活動

### (3) 虐待の予防と早期の対応

#### ア 母子保健活動との連携強化と子育て支援の充実

虐待の未然防止や早期発見に向けて、産科医療機関と連携強化し、乳幼児健康診査の受診率の向上、未受診児の現認（児童に直接会い、安全の確認を行うこと）を行い、切れ目のない支援を充実させます。

また、ペアレント・トレーニングの普及、ショートステイ、一時預かり等の事業を推進し、子育て支援の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課、保健予防課】

## コラム

### 《ペアレント・トレーニング》

保護者を対象として、子供に対して、怒鳴る、叩くといった手段を用いるのではなく、子供にわかるような具体的な言葉を使ったり、褒めたりするなど、効果的な「しつけ」の方法をロールプレイング形式により学習してもらう子育て支援プログラムのことをいいます。



ペアレント・トレーニング普及に向けた活動

#### イ 県警察における対応

県警察においては、あらゆる警察活動を通じて児童虐待が疑われる情報を覚知した場合は、警察職員が現場臨場して児童の安全を直接確認するほか、その時点においては通告の必要がないと判断した児童についても、児童相談所等に対し当該児童に関する過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で、当該児童に係る通告の要否について、組織的な判断を行います。

また、通告を行った後も適切な対応に資するよう、児童相談所等の関係機関における対応状況について確実に把握するなど、引き続き関係機関との間で緊密な情報交換を実施します。

【担当課：警察本部少年課】



## ウ 学校等における対応

学校等においては、「教職員のための児童虐待対応の手引き」（平成20年12月奈良県教育委員会作成）に基づき、家出や深夜徘徊、万引き、理由のはっきりしない遅刻・欠席等の背景には虐待の可能性があることを念頭に、子供が発するサインを見逃さず早期に気づき、情報を総合的に評価して「虐待の疑い」の早期発見に努めます。

【担当課：教育委員会生徒指導支援室】

## エ 虐待通報対応の充実・強化

迅速な対応を図るため、「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」（平成25年3月奈良県作成）を活用した要保護児童対策地域協議会の構成機関の職員を対象とした研修を実施するなどして、県と市町村の連携強化とリスクアセスメントの共有を図ります。

【担当課：こども家庭課】

## オ 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施

児童相談所が行う立入調査、一時保護等を実施する際、必要と認める場合は、警察に同行等の援助要請を行うほか、警察では、児童の安全が脅かされていると疑われる場合は、児童相談所と連携して、児童の安全確認、安全確保を最優先とした対応に努めます。

【担当課：こども家庭課、警察本部少年課】

## カ 相互協力による対応能力の向上

児童相談所職員の対応能力の向上を図るために実施する子供の安全確認や立入調査、臨検・捜索等に関する研修について、警察へ協力を依頼します。

また、児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会は、相互の連携強化を図り、児童虐待事案対応時における現場執行力を向上させるため、実際の対応事案等を踏まえた具体的事例を想定してのロールプレイング方式による児童虐待事案対応合同研修を実施します。



児童虐待事案対応研修



立入調査訓練の様子

【担当課：こども家庭課、警察本部少年課】

## キ 市町村要保護児童対策地域協議会の効果的運営への支援

市町村の児童虐待対応力向上のため「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」の活用促進や各種研修の実施及び弁護士、医師、学識経験者等からなるスーパーアドバイザーチームの派遣を行います。

【担当課：こども家庭課】

## コラム

### 《スーパーアドバイスチーム》

対応が困難な児童虐待ケースや緊急介入が必要な児童虐待ケース等に、具体的かつ即応力のある指導や助言を行うことができる有識者及び実践者（学識経験者、弁護士、医師等）で構成されたチームのことをいいます。必要に応じてチーム構成員を市町村等の関係機関に派遣し、支援を行っています。

#### (4) 虐待を受けた子供のケアと家庭への支援

##### ア 一時保護所の機能充実

児童虐待を受けた子供の安全を確保する一時保護所において、職員体制や設備環境、支援内容（個別支援の充実、社会スキル訓練プログラムを活用した児童へのグループワークの実施）等の充実を図ります。

【担当課：こども家庭課】

##### イ 社会的養護体制の充実

保護者と離れ、児童養護施設等において生活する子供がより家庭的な環境で暮らせるよう、施設の小規模化を進めるとともに、子供の持つ様々な課題に対応できるよう施設職員のスキル向上等を図ります。また、里親制度の拡充、支援体制の充実に努めます。

【担当課：こども家庭課】

##### ウ 家族の再統合、子供の自立への支援

社会的養護の下にある子供とその保護者の絆の再構築のため、児童養護施設等や市町村と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進めます。家庭復帰に当たっては、市町村、関係機関で連携しながら地域で子供を見守り支援していきます。

【担当課：こども家庭課】

##### エ 適切な環境における児童への対応

被虐待児に虐待の状況等を聴取する際は、児童相談所、警察及び検察が連携し、個別事例に応じて、被虐待児童の心理的負担に配慮した取組を推進します。

【担当課：こども家庭課、警察本部少年課】

#### (5) 子供と家庭を支援する体制の整備

##### ア 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

こども家庭相談センターと市町村とが相互理解に基づく効果的な連携を行うため、「市町村要保護児童対策地域協議会実務マニュアル」における県と市町村との役割分担、個別ケースにおける連携方法のほか、市町村間の情報提供・情報共有方法の検討を行います。

【担当課：こども家庭課】

##### イ 市町村の組織体制の充実・強化

県による市町村へのスーパーアドバイスチーム派遣や定期巡回相談の実施等により、市町村の体制強化のための支援の充実に努めます。

また、市町村に総合的な相談支援を行うワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」を設置するための支援を行います。

【担当課：こども家庭課、保健予防課】

## ウ 県の組織体制の充実・強化

年々増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、県内2か所のこども家庭相談センターに児童虐待に対応する「こども支援課（係）」を設置するなど、体制整備・機能強化に取り組んできました。

県警察では、平成27年4月から、こども支援課に警察官1名を派遣して一層の連携強化を図っています。

引き続き、虐待相談対応職員の適正配置やスーパーアドバイザーチーム活用による専門性の向上、一時保護所の機能強化の取組を図っていきます。

【担当課：こども家庭課、警察本部少年課】

## 4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
重症事例等の検証 【3(1)】	発生した児童虐待事例について、再発防止を目的に検証を実施します。	こども家庭課
オレンジリボンキャンペーン等による啓発活動 【3(2)イ】	県民に対し児童虐待への意識醸成を図ります。	こども家庭課
児童虐待事案対応合同研修 【3(3)カ】	児童相談所、警察、要保護児童対策地域協議会が相互の連携強化を図り、児童虐待事案対応時における現場執行力を向上させるため、ロールプレイング方式の合同訓練を実施します。	こども家庭課 警察本部少年課
子どもの「自立」サポート事業 【3(4)ウ】	就労及び生活相談等により施設等退所児童等の自立をサポートします。	こども家庭課
子育て包括支援センター支援事業 【3(5)イ】	市町村が総合的な相談支援を行うワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」を設置するための支援を行います。	保健予防課
関係機関等意識改革・スキル向上研修 【3(5)イ】	県による市町村職員のスキル向上のための研修を実施します。	こども家庭課

## 5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>オレンジリボン運動による啓発活動の積極的な推進をお願いします。</li> <li>養育支援訪問事業の実施をお願いします。</li> <li>乳幼児健康診査の実施により、乳幼児の状態を直接確認してください。</li> <li>「子育て世代包括支援センター」の設置をお願いします。</li> <li>市町村及び産科医療機関は、特定妊婦の把握・支援の連携強化をお願いします。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療関係者は、虐待の予防や早期対応のための連携強化を目的とした研修会への参加をお願いします。</li> <li>市町村及び産科医療機関は、特定妊婦の把握・支援の連携強化をお願いします。</li> </ul>

県民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待を受けていると思われる児童に気付いた場合は、積極的に通報してください。</li> <li>・ 子育てに悩んだ場合は、市町村のサービスを利用するなど、一人で悩まずに相談してください。</li> </ul>
----	--

## 6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数	31市町村 (H27年度)	39市町村 (H33年度)	こども家庭課
養育支援訪問事業を実施する市町村数	29市町村 (H27年度)	39市町村 (H33年度)	こども家庭課
乳幼児健康診査の受診率(3～5か月児)	96.7% (H26年度)	98.0% (H33年度)	保健予防課
児童虐待事案対応合同研修参加機関(県・県警察の機関及び市町村)数	32機関 (H27年度)	55機関 (H33年度)	こども家庭課 警察本部少年課
里親に委託した児童数	44人 (H27年度)	49人 (H31年度)	こども家庭課
児童福祉司一人当たりの対応件数	70.7件 (H27年度)	40件 (H33年度)	こども家庭課
総合的な相談支援を行うワンストップ拠点「子育て世代包括支援センター」を設置する市町村数	9市町村 (H28年度)	39市町村 (H32年度)	保健予防課

## 7 関係する他計画等

- ・ 奈良県児童虐待防止アクションプラン
- ・ 奈良県における家庭的養護の推進について
- ・ 経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画
- ・ 奈良こどもすくすく・子育ていきいきプラン
- ・ 奈良県女性の輝き・活躍促進計画(第3次奈良県男女共同参画計画)
- ・ 奈良県教育振興大綱
- ・ 教職員のための児童虐待対応の手引き